

けんしんビジネスパートナーシップ

KBP

観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

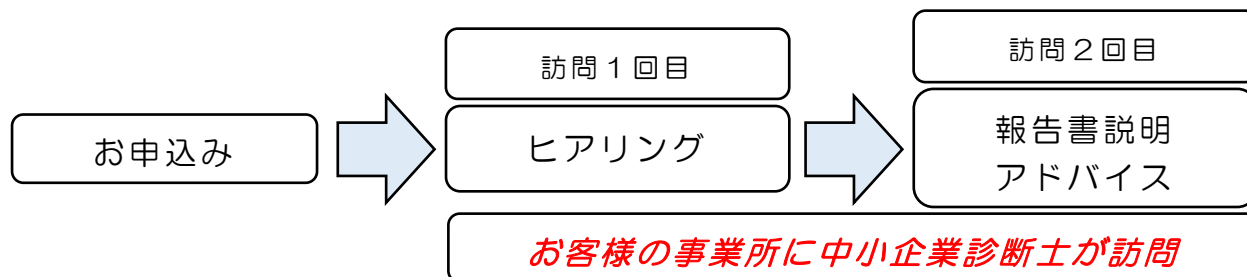


新潟県信用組合



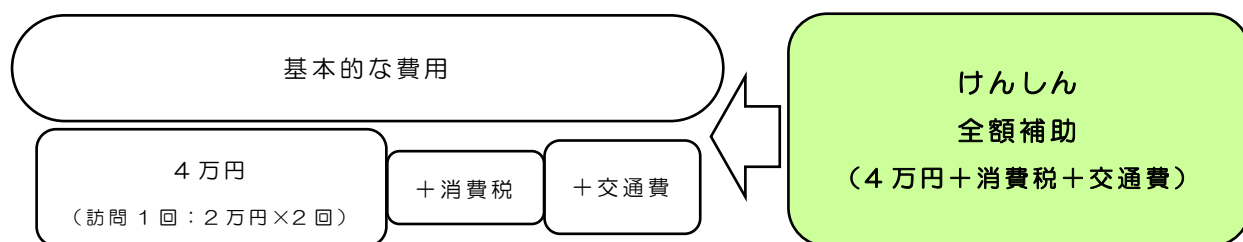
湯沢町と新潟県信用組合は、令和4年3月28日締結の包括連携協定に基づき、新たな取組みとして、湯沢町で事業を創業される方々を対象に、無償で中小企業診断士（外部専門家）による経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」の支援を行います。

➤けんしんビジネスパートナーシップ（KBP）とは？



中小企業診断士がお客様の事業所を訪問し、事前にいただいた創業関連の資料（事業計画書・数値計画）、開業後の実績数値、その他情報等お客様とのヒアリングをもとに、経営に関するアドバイスを行います。訪問1回目はヒアリング、訪問2回目は報告書をもとに経営に関するアドバイスの実施となります。創業・販路開拓・人材育成・経営財務等、お客様の今後の発展に向けてぜひご活用ください。

➤費用について



本来、お客様が派遣された中小企業診断士に支払う基本的な費用は、4万円（訪問1回につき2万円で2回の訪問を実施）＋消費税＋交通費となります。

本件では、湯沢町で創業される皆様の健全なる発展のため、新潟県信用組合が全額補助を行います。ぜひご相談・ご利用ください。

➤対象要件について

- (1)「湯沢町起業サポート補助金」の受給者または交付決定者の方。
- (2)上記(1)の受給あるいは交付が決定している方で、当組合の窓口にて、県制度創業関連融資あるいはプロパーで創業関連融資の申込みを行い、借入を実行した方。

➤支援内容と実施時期について

支援内容	上記要件を満たす創業者に対し、 <u>KBP 費用負担を全額無料</u> とします。
実施時期	当組合からの創業融資実行後となります。 ※専門家（診断士）派遣のタイミングはお客様の意向を踏まえ決定いたしますが、原則として <u>融資実行後から3年以内</u> とさせていただきます。

➤その他

- (1)本 KBP 支援は年間（4/1～翌 3/31 まで）5 事業者の利用を上限とします。

➤湯沢町からの創業支援内容について

- (1)「湯沢町起業サポート補助金」
創業に係る補助対象経費の2分の1、かつ50万円が上限です。

『詳しくは湯沢町役場：企画産業観光部企画観光課へお問い合わせください』

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

湯沢町役場 企画産業観光部 企画観光課

電話(025)-784-4850 FAX(025)-784-3582

e-mail: kikaku@town.yuzawa.lg.jp

詳しくはけんしん窓口・営業担当にお問い合わせください。



新潟県信用組合

取扱店

電話番号

担当

<http://www.niigata-kenshin.co.jp/>

（令和 7 年 9 月 1 日現在）